

随 意 契 約 結 果 書

物品等の名称及び数量	マンション管理業務主任者登録申請に係る登録通知作成及び同主任車掌作成業務（単価契約）
契約担当官等の氏名 並びに所属する部局 の名称及び所在地	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 藤本 貴也 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎第1号館
契 約 締 結 日	平成17年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	（社）高層住宅管理業協会 東京都港区虎ノ門1丁目13番3号
契 約 金 額 （消費税及び地方 消費税含む）	¥1,222 外1件
予 定 価 格 （消費税及び地方 消費税含む）	¥1,222 外1件
随意契約によること とした理由	別紙のとおり
備 考	単価契約

## 随意契約理由書

1. 業務名 マンション管理業務主任者登録申請に係る登録通知作成及び同主任者証作成業務（単価契約）
2. 業者名 社団法人高層住宅管理業協会  
東京都港区虎ノ門三丁目8番21号 TEL03-3500-2721
3. 業務概要 本業務は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号、以下「マンション管理適正化法」という。）に基づくマンション管理業務主任者（以下「管理業務主任者」という。）登録簿への登録がされた者に対して発する通知書（ハガキ）の作成業務、及び当該通知書を受けた者からの申請に基づいて管理業務主任者証の作成を行う業務である。
4. 随意契約理由 登録通知書及び同主任者証の作成及びにあたっては、人為的なミスを排し、迅速かつ大量に作業を行う必要があり、データの集中的な管理と実務に習熟した組織に外部委託することが、当該業務の円滑な遂行に必要な不可欠であるが、同時に管理業務主任者の氏名・住所・登録番号等個人に関する情報を中心に取扱うため、機密保持への十分な配慮を必要とするものであることから、当該委託先の選定にあたっては、営利を目的としない中立公平な組織であるとともに国の強い監督下に置かれる法人であることに配慮する必要がある。  
社団法人 高層住宅管理業協会（以下「高管協」という。）は、旧建設大臣が昭和54年12月15日付けで民法第34条の規定により設立の許可をしたマンション管理業者を社員とする社団法人であり、またマンション管理業者の業務の改善向上を図ることを目的としてマンション管理適正化法第95条の規定により国土交通大臣の指定を受けた唯一の者であるとともに、同法第58条の規定により、管理業務主任者試験の試験事務を行う機関としても指定されている唯一の者でもある。  
このように、高管協は、民法の規定により設立された公益法人であり、マンション管理適正化法の規定により指定された者であることから同法に関しても深い知識を有し、かつ国土交通省の十分な指導監督が可能な者であって、また管理業務主任者試験合格者のデータを独自に保有・管理しているため、登録申請者及び主任者証交付申請者の情報を独自に照合確認することも可能である者でもあるため、個人情報機密保持への十分な配慮を要しつつも、より高度の確実性と効率性をも同時に求められる本業務を遂行できる能力を保有する唯一の者である。  
以上のことから、社団法人高層住宅管理業協会と随意契約を行うことが適当である。
5. 根拠法令 会計法第29条の3第4項  
予算決算及び会計令第102条の4第3号